

保育所・幼稚園 嘱託医研修会
“保育所健診のあり方”

平成24年1月11日
於：すこやかホール

わたなべ小児科医院
渡部礼二

私は現在3つの幼稚園、4つの保育所の園医・嘱託医をさせて頂いております。今日は私がしている定期健診の方法についてお話しします。個別健診の仕方は我々小児科医は大学などで先輩の診察を見て、それを見倣って実施しています。しかし1時間に40-50人を診察する集団健診、つまり、保育所・幼稚園・学校での健診は先輩も含め他の先生の子している場を見たことがありません。皆自分だけの方法で実施しているのが現実です。

個別健診については九州の小児科医会や日本小児科学会をはじめ幾多のマニュアルが出ておりますが、今日は健診についてそういうものと違った視点から定期健診を考えてみたいと思います。

健診内容

法律で詳細に項目が決められている。

以前新しく保育所の嘱託医を頼まれ、その保育所に初めて定期健診に行った時の事です。時間は前もって打ち合わせしてあったのですが、部屋に入り机の横に座り、「お願いします」と言われたのですが、誰も子どもを連れて来ませんし、皆昼寝しています。無言の時間がしばし流れたのですが、前の先生はどうも寝ている子に聴診器をあてるだけして診察して廻っていたようです。しかし定期健診の詳細は法律で決められているのです。そんな事もあり、健診のマニュアルを作ろうと提案したのですが、何の行き違いなのか、今日引っ張り出させられました。

- ① 法により規定されている健診項目
- ② 私なりの健診の実際
- ③ 定期健診の問題点・留意点

個別健診にしろ、定期健診にしろ、見よう見まねで健診
をしています、まず

① 法により健診項目は決まっている事とその問題点に
ついて

② なんとかその与えられた健診項目をクリアしている
と思っているのですが、私な

りの健診の実際

③ 最後に健診の問題点を喋りたいと思います。

- ① 法により規定されている健診項目
- ② 私なりの健診の実際
- ③ 定期健診の問題点・留意点

まず、法的問題から

就園時健診

入所時、就園時健診についてであります。

児童福祉施設最低基準

第十二条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、**学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて**行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

保育所での健診は学校保健安全法（旧学校保健法）に準じて実施し、入所時にも健診する事になっています。条文が法律用語で判り難いのですが、勝手読みかもしれませんが定期健診で代用できるんだらうと私は受け取っています。本当は入所時健診がしてあれば定期健診を省略できるという意味かも知れません。

学校保健安全法施行令

(就学時の健康診断の時期)

第一条 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号。以下「法」という。)

第十一条の健康診断(以下「就学時の健康診断」という。)は、学校教育法施行令(昭和三十八年政令第三百四十号)第二条の規定により学齢簿が作成された後翌学年の初めから四月前(同令第五条、第七条、第十一条、第十四条、第十五条及び第十八条の二に規定する就学に関する手続の実施に支障がない場合にあつては、三月前)までの間に行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市町村の教育委員会は、同項の規定により定めた就学時の健康診断の実施日の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに就学予定者(学校教育法施行令第五条第一項に規定する就学予定者をいう。以下この項において同じ。)が記載された場合において、当該就学予定者が他の市町村の教育委員会が行う就学時の健康診断を受けていないときは、当該就学予定者について、速やかに就学時の健康診断を行うものとする。

学齢簿：小中学校入学・異動の為名簿

幼稚園の就園時健診は条文でははっきり判りません。幼稚園では学齢簿はあるのでしょうか？学齢簿がなければ就園時健診の規定はありません。幼稚園では学校保健安全法では忘れられているのでしょうか。・・・ともかく幼稚園の就園時健診については判りません。

定期健診

定期健診であります。

児童福祉施設最低基準

第十二条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、**少なくとも一年に二回の定期健康診断**及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

学校保健安全法施行規則

第五条 法第十三条第一項の健康診断は、**毎学年、六月三十日**までに行なうものとする

保育所では年に二回、幼稚園では年に1回、6/30までに健診する事が決められています。

学校保健安全法施行令。

第二条 就学時の健康診断における
検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 栄養状態
- 二 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 三 視力及び聴力
- 四 眼の疾病及び異常の有無
- 五 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無

- 七 その他の疾病及び異常の有無

学校保健安全法施行規則

第六条 法第一三条第一項の健康診断に
おける検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長、体重及び座高
- 二 栄養状態
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 四 視力、色覚及び聴力
- 五 眼の疾病及び異常の有無
- 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 八 結核の有無
- 九 心臓の疾病及び異常の有無
- 十 尿
- 十一 寄生虫卵の有無
- 十二 その他の疾病及び異常の有無

左側が就園時の健診項目で右側が入園後の定期健診
の項目です。定期健診では黄色の
項目が加わっています。

学校保健安全法施行規則 第三条

- 一 栄養状態は、皮膚の色沢、皮下脂肪の充実、筋骨の発達、貧血の有無等について検査し、栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要する者の発見につとめる。
- 二 脊柱の疾病及び異常の有無は、形態等について検査し、側わん症等に注意する。
- 三 胸郭の異常の有無は、形態及び発育について検査する。
- 四 視力は、国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正視力についても検査する。
- 五 聴力は、オーディオメータを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。
- 六 眼の疾病及び異常の有無は、伝染性眼疾患その他の外眼部疾患及び眼位の異常等に注意する。
- 七 耳鼻咽喉頭疾患の有無は、耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭疾患及び音声言語異常等に注意する。
- 八 皮膚疾患の有無は、伝染性皮膚疾患、アレルギー疾患等による皮膚の状態に注意する。
- 九 歯及び口腔の疾病及び異常の有無は、齲歯、歯周疾患、不正咬合その他の疾病及び異常について検査する。
- 十 その他の疾病及び異常の有無は、……

健診の内容は事細かく規定されています。赤字にあるように視力は視力表を用いて測定しなければなりません。聴力はオーディオメーターを用いて測定しなければなりません。

これらはもっと事細かく規定されています。

学校保健安全法施行令。

第二条 就学時の健康診断における
検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 栄養状態
- 二 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 三 視力及び聴力
- 四 眼の疾病及び異常の有無
- 五 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無

- 七 その他の疾病及び異常の有無

学校保健安全法施行規則

第六条 法第一三条第一項の健康診断に
おける検査の項目は、次のとおりとする。

一 身長、体重及び座高

- 二 栄養状態
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 四 視力、色覚及び聴力
- 五 眼の疾病及び異常の有無
- 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 八 結核の有無
- 九 心臓の疾病及び異常の有無
- 十 尿
- 十一 寄生虫卵の有無
- 十二 その他の疾病及び異常の有無

まず順番に、1の身長・体重・座高です。

一 身長、体重及び座高

二（方法及び技術的基準）

第七条

- 2 前条第一項第一号の身長は、たび、靴下等を脱ぎ、両かかとを密接し、背、臀部及びかかとを身長計の尺柱に接して直立し、両上肢を体側に垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。
- 3 前条第一項第一号の体重は、衣服を脱ぎ、体重計のはかり台の中央に静止させて測定する。ただし、衣服を着たまま測定したときは、その衣服の重量を控除する。
- 4 前条第一項第一号の座高は、背及び臀部を座高計の尺柱に接して腰掛に正座し、両上肢を体側に垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。

もっと細かくしつこい位に記載されています。たびや靴下を脱いでとか、かかとをつけるとか、細かい細かい・・・、そのくせ、体重測定におむつはどうかは書いてありません。

学校保健安全法施行令。

第二条 就学時の健康診断における
検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 栄養状態
- 二 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 三 視力及び聴力
- 四 眼の疾病及び異常の有無
- 五 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無

- 七 その他の疾病及び異常の有無

学校保健安全法施行規則

第六条 法第一三条第一項の健康診断に
おける検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長、体重及び座高
- 二 栄養状態
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 四 視力、色覚及び聴力
- 五 眼の疾病及び異常の有無
- 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 八 結核の有無
- 九 心臓の疾病及び異常の有無
- 十 尿
- 十一 寄生虫卵の有無
- 十二 その他の疾病及び異常の有無

栄養状態及び骨格の異常についてです。

- 一 栄養状態は、皮膚の色沢、皮下脂肪の充実、筋骨の発達、貧血の有無等について検査し、栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要する者の発見につとめる。
- 二 脊柱の疾病及び異常の有無は、形態等について検査し、側弯症等に注意する。
- 三 胸郭の異常の有無は、形態及び発育について検査する。

これも細かく記載してあります。貧血、側弯症、鳩胸、ロート胸をチェックしなければなりません。

学校保健安全法施行令。

第二条 就学時の健康診断における
検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 栄養状態
- 二 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 三 視力及び聴力
- 四 眼の疾病及び異常の有無
- 五 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無

- 七 その他の疾病及び異常の有無

学校保健安全法施行規則

第六条 法第一三条第一項の健康診断に
おける検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長、体重及び座高
- 二 栄養状態
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 四 視力、色覚及び聴力
- 五 眼の疾病及び異常の有無
- 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 八 結核の有無
- 九 心臓の疾病及び異常の有無
- 十 尿
- 十一 寄生虫卵の有無
- 十二 その他の疾病及び異常の有無

視力、眼科疾患です。

四 視力は、国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正視力についても検査する。

六 眼の疾病及び異常の有無は、伝染性眼疾患その他の外眼部疾患及び眼位の異常等に注意する。

視力及び聴力

4 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、小学校の第四学年及び第六学年、中学校及び高等学校の第二学年並びに高等専門学校の第二学年及び第四学年においては第四号に掲げるもののうち聴力を、それぞれ検査の項目から除くことができる。

視力表を用いての測定の説明ですが、幼稚園で省略できるとは書いてありません。実際乳児には実施不可能であり、就学前の児に対して法は全く考慮に入れていません。乳幼児で測れるはずがなく絵に描いた餅であります。

学校保健安全法施行令。

第二条 就学時の健康診断における
検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 栄養状態
- 二 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 三 視力及び聴力
- 四 眼の疾病及び異常の有無
- 五 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無

- 七 その他の疾病及び異常の有無

学校保健安全法施行規則

第六条 法第一三条第一項の健康診断に
おける検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長、体重及び座高
- 二 栄養状態
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 四 視力、色覚及び聴力
- 五 眼の疾病及び異常の有無
- 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 八 結核の有無
- 九 心臓の疾病及び異常の有無
- 十 尿
- 十一 寄生虫卵の有無
- 十二 その他の疾病及び異常の有無

聴力、耳鼻咽喉科疾患及び皮膚疾患です。

- 五 聴力は、オーディオメータを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。
- 七 耳鼻咽喉頭疾患の有無は、耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭疾患及び音声言語異常等に注意する。
- 八 皮膚疾患の有無は、伝染性皮膚疾患、アレルギー疾患等による皮膚の状態に注意する。
- 4 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、小学校の第四学年及び第六学年、中学校及び高等学校の第二学年並びに高等専門学校の第二学年及び第四学年においては第四号に掲げるもののうち聴力を、……検査の項目から除くことができる。

オーディオメーターにて測定云々と書いてありますが、これも乳幼児で測れるはずがなくこれも又絵に描いた餅であります。これも法は就学前の児に対して法は全く考慮に入れていません。

学校保健安全法施行令。

第二条 就学時の健康診断における
検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 栄養状態
- 二 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 三 視力及び聴力
- 四 眼の疾病及び異常の有無
- 五 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無

- 七 その他の疾病及び異常の有無

学校保健安全法施行規則

第六条 法第一三条第一項の健康診断に
おける検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長、体重及び座高
- 二 栄養状態
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 四 視力、色覚及び聴力
- 五 眼の疾病及び異常の有無
- 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 八 結核の有無
- 九 心臓の疾病及び異常の有無
- 十 尿
- 十一 寄生虫卵の有無
- 十二 その他の疾病及び異常の有無

歯及び口腔疾患です

九 歯及び口腔の疾病及び異常の有無は、**齲歯、歯周疾患、不正咬合**その他の疾病及び異常について検査する。

むし歯、不正咬合も診なければなりません。

学校保健安全法施行令。

第二条 就学時の健康診断における
検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 栄養状態
- 二 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 三 視力及び聴力
- 四 眼の疾病及び異常の有無
- 五 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無

- 七 その他の疾病及び異常の有無

学校保健安全法施行規則

第六条 法第一三条第一項の健康診断に
おける検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長、体重及び座高
- 二 栄養状態
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 四 視力、色覚及び聴力
- 五 眼の疾病及び異常の有無
- 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 八 結核の有無
- 九 心臓の疾病及び異常の有無
- 十 尿
- 十一 寄生虫卵の有無
- 十二 その他の疾病及び異常の有無

心疾患です。

6 前条第一項第九号の心臓の疾病及び異常の有無は、心電図検査その他の臨床医学的検査によつて検査するものとする。ただし、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。以下この条において同じ。)の全幼児、小学校の第二学年以上の児童、中学校及び高等学校の第二学年以上の生徒、高等専門学校の第二学年以上の学生並びに大学の全学生については、心電図検査を除くことができる。

ここでは幼稚園では心電図を省略できると記載してあります。なぜか学校保健安全法で就学前を考慮してあるのはこの項だけです。しかし、保育所、乳幼児についての記載はありません。なお、小中学校での心電図検査はこの条文により実施されているのです。

学校保健安全法施行令。

第二条 就学時の健康診断における
検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 栄養状態
- 二 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 三 視力及び聴力
- 四 眼の疾病及び異常の有無
- 五 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無

- 七 その他の疾病及び異常の有無

学校保健安全法施行規則

第六条 法第一三条第一項の健康診断に
おける検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長、体重及び座高
- 二 栄養状態
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 四 視力、色覚及び聴力
- 五 眼の疾病及び異常の有無
- 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 八 結核の有無
- 九 心臓の疾病及び異常の有無
- 十 尿
- 十一 寄生虫卵の有無
- 十二 その他の疾病及び異常の有無

検尿です。

十 尿

7 前条第一項第十号の尿は、尿中の蛋白、糖等について試験紙法により検査する。ただし、幼稚園においては、糖の検査を除くことができる。

????

幼稚園では尿糖を省略してよいと書いてあります。

しかし健康福祉センターや医療機関での 個別健診の母子保健法のそれには糖尿病の記載があり矛盾しております。

学校保健安全法施行令。

第二条 就学時の健康診断における
検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 栄養状態
- 二 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 三 視力及び聴力
- 四 眼の疾病及び異常の有無
- 五 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無

- 七 その他の疾病及び異常の有無

学校保健安全法施行規則

第六条 法第一三条第一項の健康診断に
おける検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長、体重及び座高
- 二 栄養状態
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 四 視力、色覚及び聴力
- 五 眼の疾病及び異常の有無
- 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 八 結核の有無
- 九 心臓の疾病及び異常の有無
- 十 尿
- 十一 寄生虫卵の有無
- 十二 その他の疾病及び異常の有無

寄生虫卵です。

十一 寄生虫卵の有無

4 小学校の第四学年以上の学 年並びに中学校、高等学校及び高等専門学校
の全学年においては第十一号に掲げるものを、…検査の項目から除くこと
ができる。

8 前条第一項第十一号の寄生虫卵の有無は、直接塗沫法によつて検査する
ものとし、特に十二指腸虫卵又は蟯虫卵の有無の検査を行う場合は、十二指腸
虫卵にあつては集卵法により、蟯虫卵にあつてはセロハンテープ法によるもの
とする。

小学校4年以上は実施しなくてもよいと記載してあ
りますが、乳幼児の実施について

は記載がありません。おむつをしている新生児や
乳児までもしなくてはいけないのでしょうか？

学校保健安全法施行令。

第二条 就学時の健康診断における
検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 栄養状態
- 二 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 三 視力及び聴力
- 四 眼の疾病及び異常の有無
- 五 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 六 歯及び口腔の疾病及び異常の有無

- 七 その他の疾病及び異常の有無

学校保健安全法施行規則

第六条 法第一三条第一項の健康診断に
おける検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長、体重及び座高
- 二 栄養状態
- 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- 四 視力、色覚及び聴力
- 五 眼の疾病及び異常の有無
- 六 耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- 八 結核の有無
- 九 心臓の疾病及び異常の有無
- 十 尿
- 十一 寄生虫卵の有無
- 十二 その他の疾病及び異常の有無

その他であります。

十 その他の疾病及び異常の有無は、**知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系**等について検査するものとし、知能については適切な検査によつて知的障害の発見につとめ、呼吸器、循環器、消化器、神経系等については臨床医学的検査その他の検査によつて**結核疾患、心臓疾患、腎臓疾患、ヘルニア、言語障害、精神神経症その他の精神障害、骨、関節の異常及び四肢運動障害等**の発見につとめる。

その他諸々入ってきます。

(事後措置)

第九条 学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行ったときは、二十一日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者をいう。)に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第十四条の措置をとらなければならない。

- 一 疾病の予防処置を行うこと。
- 二 必要な医療を受けるよう指示すること。
- 三 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。

・
・
・

健診を実施した後、その結果を保護者に報告し、また、必要な予防注射を受けるように指示することが記載してあります。

以上の様な事にのっとり、保育所・幼稚園の健診が実施されている訳であります。決して形だけ健診をすればよいという訳ではないようです。

- ① 法により規定されている健診項目
- ② 私なりの健診の実際
- ③ 定期健診の問題点・留意点

私の実際の健診であります。それらすべてをカバーするようにしております。

学校保健安全法施行規則 第三条

- 一 栄養状態は、皮膚の色沢、皮下脂肪の充実、筋骨の発達、貧血の有無等について検査し、栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要する者の発見につとめる。
- 二 脊柱の疾病及び異常の有無は、形態等について検査し、側弯症等に注意する。
- 三 胸郭の異常の有無は、形態及び発育について検査する。
- 四 視力は、国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正視力についても検査する。
- 五 聴力は、オーディオメータを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。
- 六 眼の疾病及び異常の有無は、伝染性眼疾患その他の外眼部疾患及び眼位の異常等に注意する。
- 七 耳鼻咽喉頭疾患の有無は、耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭疾患及び音声言語異常等に注意する。
- 八 皮膚疾患の有無は、伝染性皮膚疾患、アレルギー疾患等による皮膚の状態に注意する。
- 九 歯及び口腔の疾病及び異常の有無は、齲歯、歯周疾患、不正咬合その他の疾病及び異常について検査する。
- 十 その他の疾病及び異常の有無は、……

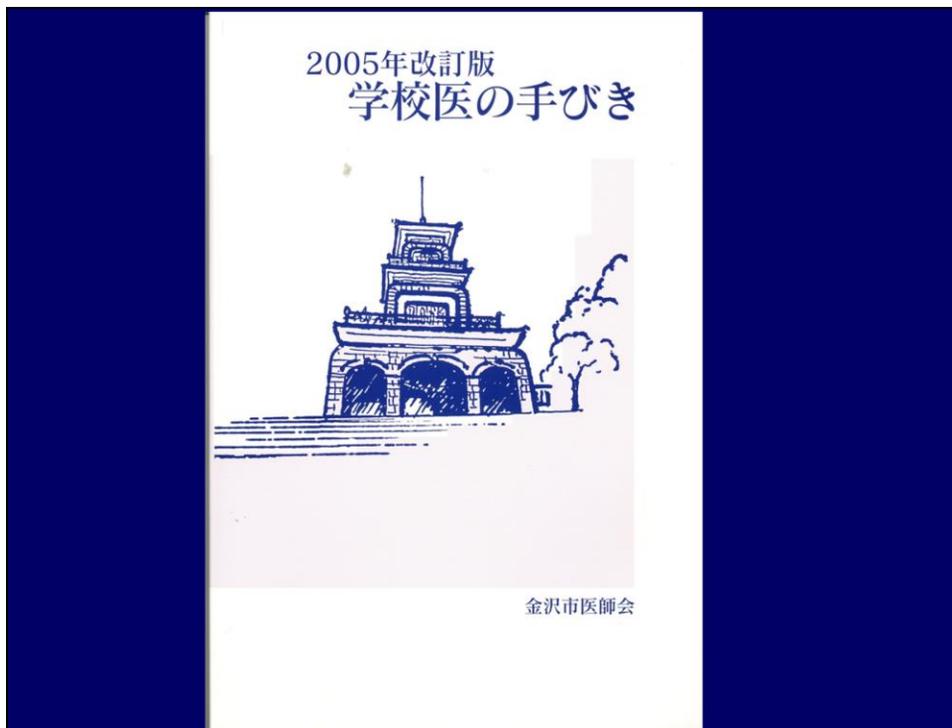
赤字の5の 目の疾病、6の耳鼻咽喉科疾患、7の歯科疾患は我々小児科医は専門外でありますし、5、6は乳幼児では実施不可能であります。もう20数年前に、金沢市教育委員会に視力と聴力検査はどうやって実施すればよいか尋ねた事があります。すると県庁の方に回され、「先生の出来る所で実施して下さい」という話でした。そこで「出来なければなくていいんですか」と重ねて聞きました。すると「そういう訳ではありませんが・・・」結局らちあかず、うやむやにされてしまいました。

- 四 視力は、国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正視力についても検査する。
- 五 聴力は、オーディオメータを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。



出来ないものは出来ない。アンケート(問診票)で代用

そこで、出来ない項目を健診前の問診票（調査票）に替えて実施しました。



私が1994年からしていたこのアンケートの方法は市医師会の「学校医の手引き」に2001年版から紹介されております。スライドは2005年度の改訂版です。

保健調査票(初回)	
組	氏名 _____ 男・女 _____
1	朝起きた時や夜寝ついた時にかせぎや たんのからむせきがでやすいですか …………… ひとつも 時々 …… いいえ いまままでに気管支(小児)喘息か …………… はい …………… いいえ 喘息性気管支炎といわれた事がありますか …………… はい …………… いいえ 喘息発作の入院した事がありますか …………… はい …………… いいえ いつもせきの飲み薬や吸入の薬を使っていますか …… はい …………… いいえ 2 鼻がつまったり 鼻水が出やすいですか …………… ひとつも 時々 …… いいえ いつも鼻の飲み薬を使っていますか …………… はい …………… いいえ 3 いつも皮膚がぶつぶつしていますか …………… はい …………… いいえ いつも皮膚の塗り薬や飲み薬を使っていますか …… はい …………… いいえ 4 癩れやすく、すぐ傷口口しますか …………… はい …………… いいえ 5 少しの運動でうずまってしまう事がありますか …… はい …………… いいえ 6 いまままでに医師に心臓が悪いとか、 脈が乱れているといわれた事がありますか …… はい …………… いいえ ("はい"と答えた方だけ) *精密検査を受診しましたか …………… はい …………… いいえ その結果 …… 異常なし …… 病名 _____ 7 いまままでに顔や手足がむくんだり 尿で蛋白や 血尿を指摘された事がありますか …… はい …………… いいえ ("はい"と答えた方だけ) *精密検査を受診しましたか …………… はい …………… いいえ その結果 …… 異常なし …… 病名 _____ 8 いまままでひきつけ(けいれん)を起こした事がありますか …… はい …………… いいえ ("はい"と答えた方だけ) *いつもきつければ止めるお薬を飲んで、いますか …… はい …………… いいえ *熱が出たらひきつけ止めの薬を使っていますか …… はい …………… いいえ 9 顔色がわるい、または貧血を指摘された事がありますか …… はい …………… いいえ 10 車に酔いやすい方ですか …………… はい …………… いいえ 11 風邪等にかかると嘔吐する事が時々ありますか …… はい …………… いいえ 12 鼻血がなかなか止まらなかったり、 軽い口瘡やおおさができやすい方ですか …………… はい …………… いいえ 13 目がよ赤くなりませんか …………… はい …………… いいえ 14 目やにや涙がよく出ませんか …………… はい …………… いいえ 15 目をよかいたり、かゆがたり、しますか …………… はい …………… いいえ 16 物(テレビ等)を見る時、異常に近づいて見ますか …… はい …………… いいえ 17 物(テレビ等)を見る時、目を細めたり、上目づかいで物を見たり、 横目で見えますか …………… はい …………… いいえ 18 絵本を見る時、顔を近づけすぎませんか …………… はい …………… いいえ 19 斜視(ひとがらめ)がありますか …………… はい …………… いいえ 20 紙の物を見るとま片方の眼が内側によりますか …… はい …………… いいえ 21 まばたきがはげしいですか …………… はい …………… いいえ 22 名前を呼ばれても気付かないことが時々ありますか …… はい …………… いいえ 23 "えっ"とか"なに"と聞き返しが多いですか …………… はい …………… いいえ 24 テレビの音量を異常に大きくする事がありますか …… はい …………… いいえ 25 いまままでにほき下しや肺炎以外の病気で入院した事がありますか …… はい …………… いいえ 入院した事がある場合、疾患名(歳時) _____ 疾患名(歳時) _____ 26 次の病気でかかった事のあるものに年齢を記入して下さい (年齢を覚えていなければ◎を) 麻疹(歳)、水痘(歳)、おたふく風邪(歳)、風疹(歳) 百日咳(歳) 27 次の予防注射で済んでいるものに○を記入して下さい。(回)は回数を記 入して下さい。 BCG()、ポリオ合計:(回)、麻疹だけ()、風疹だけ() 3種混合(OPV:ジブア、百日咳、破傷風)ワクチン合計(回) 麻疹・風疹混合ワクチン: 1期()、2期() 日本脳炎合計(回)、おたふく風邪()、水痘() ヒブ(Hib)ワクチン合計(回)、肺炎球菌ワクチン合計(回) 28 食物アレルギーがあればアレルギーとその症状を書いて下さい 29 現在治療中あるいは経過観察中の病気があれば書いて下さい また、運動等に参加することで支障がある病気があれば書いて下さい 30 その他健康に関して気になる事があれば書いて下さい
<p style="text-align: right;">以下記入してください</p> 耳鼻科、皮膚科、歯科()、眼科、小児内科、整形外科 管理票(循環器、腎臓)	

これが問診票の全体でB4判1枚です。初回と二回目以降、3才以上と未満の4種類ありますが、今回は3歳児以上の初回用のものを紹介いたします。

13・目がよく赤くなりますか はい いいえ
 14・目やにや涙がよくでますか はい いいえ
 15・目をよく掻いたり、痒がったりしますか はい いいえ
 16・物(テレビ)を見る時、異常に近づいて見ますか ... はい いいえ
 17・物(テレビ)を見る時、目を細めたり、アゴをひいて
 三白眼で見たり、横目で見ようとしていますか はい いいえ
 18・絵本を見る時、顔を近づけすぎませんか はい いいえ
 19・斜視(ひんがらめ)がありますか はい いいえ
 20・近くのものを見ると片方の眼が内に寄りますか はい いいえ
 21・まばたきがはげしいですか はい いいえ

13 眼球結膜発赤	あり/全体	7/524
14 眼脂	あり/全体	21/524
16 遠見視力低下疑	あり/全体	12/524
17 屈折異常疑	あり/全体	8/524
18 近見視力低下疑	あり/全体	14/524
19 斜視疑	あり/全体	3/524
20 調節性内斜視疑	あり/全体	4/524
22 瞬目	あり/全体	1/524

cf ・絵を描く時に色の使い方におかしいことがありますか： 改訂版で削除

まず問題の項目の眼科疾患です。13～15は結膜炎について聞いております。逆まつ毛もあるかと思えます。

16は遠見視力 17は屈折異常 18は近見視力 19は眼位異常、つまり斜視

20は調節性内斜視 21はチックについての設問です。

下の数字は以前幼稚園で調べた「はい」のついた人数であります。

本来「はい」が一つでもあれば眼科受診を勧めるべきでしょうが、結膜炎、チックの設問は別として屈折・視力異常を疑う設問に2つ以上「はい」が付いる時と、1つの「はい」でも2回連続して同じ項目に「はい」がある場合に眼科受診を促しております。なお、斜視は診察でもペンライトで角膜反射試験法でもスクリーニングしております。

22・名前を呼ばれても気付かないことが時々ありますか はい.....いいえ
 23・'えっ'とか'なに'と聞き返しが多ですか はいいいえ
 24・テレビの音量を異常に大きくする事がありますか.....はい.....いいえ
 ・1対1の会話はわかるが、多人数での会話が
 わからない事がありますかはい.....いいえ

22 難聴疑	あり/全体	15/524
23 難聴疑	あり/全体	26/524
24 難聴疑	あり/全体	8/524
難聴疑	あり/全体	13/524

cf ・においがわからないことがありますか： 改訂版で削除

22－24は聴力の設問です。頭に数字が書いてない「大人数の・・・」は現在使用している問診票では紙面の都合で割愛しております。

やはり「はい」が2つ以上あるとか連続して「はい」あれば耳鼻咽喉科受診を促しております。滲出性中耳炎がよく見つかります。

次の健康診査までの記録（自宅で測定した身長・体重も記入しましょう。）

年月日	年齢	体 重	身 長	指 導 事 項	施設名又は 担当者名
		. kg	. cm		

むし歯の罹患型 O:むし歯なし A:奥歯または前歯にむし歯 B:奥歯と前歯にむし歯
C1:下前歯がむし歯 C2:下前歯やその他にむし歯

31

- O1: むし歯なし、歯もきれい。
- O2: むし歯なし、歯きたない。
- A : 奥歯または前歯にむし歯
- B : 奥歯と前歯にむし歯
- C1: 下前歯がむし歯
- C2: 下前歯やその他に虫歯

幼稚園などで歯科医師の健診のない所では、歯科健診をもしなくてはなりません。口を「あーん」と開けさせ簡単に診察しています。記載は母子手帳に記載されている厚労省のう歯罹患型分類で記録しております。

保健調査票(初回)	
組	氏名 _____ 男・女
1・朝起きた時や夜寝ついた時にかみせきや	いつも 時々 いいえ
1・たまにかみせきがでやすいですか	はい
1・息が詰まる(小児)喘息か	はい
1・喘息性気管支炎といわれた事がありますか	はい
1・喘息発作で入院した事がありますか	はい
1・いつもせきの飲み薬や吸入の薬を使っていますか	はい
2・鼻がつまったり 鼻水が出やすいですか	いつも 時々 いいえ
1・いつも鼻の飲み薬を使っていますか	はい
3・いつも皮膚がぶつぶつしていますか	はい
1・いつも皮膚の塗り薬や飲み薬を使っていますか	はい
4・癩れやすくなりますか	はい
5・少しの運動でうきまってしまう事がありますか	はい
6・いままでは医師にも薬が悪くとか、 薬が乱れているといわれた事がありますか	はい
(はい)と答えられた方だけ	
・精密検査を受診しましたか	はい
その結果	異常なし 病名 _____
7・いままでは顔や手足がむくんだり	はい
尿で蛋白や 血尿を指摘された事がありますか	はい
(はい)と答えられた方だけ	
・精密検査を受診しましたか	はい
その結果	異常なし 病名 _____
8・いままではきつげ(いんげん)を起こした事がありますか	はい
(はい)と答えられた方だけ	
・いつもきつげ止めのお茶を飲んでいますか	はい
・熱が出たらきつげ止め薬を使っていますか	はい
9・顔色がわるい、または貧血を指摘された事がありますか	はい
10・車に酔いやすい方ですか	はい
11・風邪等にかかると嘔吐する事が時々ありますか	はい
12・鼻血がなかなか止まらなかったり、 軽い打撲やおあそびがでやすい方ですか	はい
13・目がよ赤くなりますか	はい
14・目やにや涙がよくでますか	はい
15・目をよかいたり、かゆがたりしますか	はい
16・物(テレビ等)を見る時、目を細めたり、上目づかいで物を見たり、 横目で見たりしますか	はい
17・物(テレビ等)を見る時、目を細めたり、上目づかいで物を見たり、 横目で見たりしますか	はい
18・絵本を見る時、顔近づけすぎませんか	はい
19・斜視(ひんが)が認められますか	はい
20・近くの物を見る時片方の眼が内側によりますか	はい
21・まばたきがはげしいですか	はい
22・名前を聞かれても気が付かないことが時々ありますか	はい
23・"えー"とか"なに"と聞き返が多いですか	はい
24・テレビの音量を異常に大きくする事がありますか	はい
25・今までにはきつげや肺炎以外の病気で入院した事がありますか	はい
入院した事がある場合、疾患名(歳時) 疾患名(歳時)	
26・次の病気でかかった事のあるものに年齢を記入して下さい (年齢を覚えていなければ◎を)	
麻疹(歳)、水痘(歳)、おたふく風邪(歳)、風疹(歳)	
百日咳(歳)、	
27・次の予防注射で済んでいるものに○を記入して下さい。(回)は回数を記入して下さい。	
BCG()、ポリオ合計(回)、麻疹だけ()、風疹だけ()	
9種混合(DPT-ジブアリア、百日咳、破傷風)ワクチン:合計(回)	
麻疹・風疹混合ワクチン:Ⅰ期()、Ⅱ期()	
日本脳炎合計(回)、おたふく風邪()、水痘()	
ヒブ(Hib)ワクチン合計(回)、肺炎球菌ワクチン合計(回)	
28・食物アレルギーがあればアレルギーとその症状を書いて下さい	
29・現在治療中あるいは経過観察中の病気があれば書いて下さい また、運動等に参加することで支障がある病気があれば書いて下さい	
30・その他健康に関して気になる事があれば書いて下さい	
〒〒〒〒〒〒〒〒	
耳鼻科、皮膚科、歯科 ()、眼科、小児内科、整形外科	
管理票(循環器、腎臓)	

その他は、日常の健康管理上参考になる、また内科診察のための設問であります。

- 1・朝起きた時や夜寝ついた時にかせきや
痰のからむせきがでやすいですか いつも...時々...いいえ
("いつも"、“時々”と答えられた方だけ)
いままでに気管支(小児)喘息とか
喘息性気管支炎といわれた事がありますか はい..... いいえ
・喘息で入院した事がありますか はい いいえ
- 2・鼻がつまったり、鼻水が出やすいですか..... いつも... 時々...いいえ
- 3・いつも皮膚がざらざらしていますか..... はい いいえ
("はい"と答えられた方だけ)
・いつも塗り薬や飲み薬を使っていますか..... はい いいえ

どれかあるもの / 全体	336 / 524
2つ以上あるもの / どれかあるもの	152 / 336
咳だけのもの / 咳がしやすいもの	28 / 144
鼻だけのもの / 鼻水がしやすい	111 / 252
皮膚だけのもの / 皮膚がざらざら	47 / 117

cf ・ゼイゼイ・ヒューヒューがでたことがありますか： 改訂版で削除

咳が出やすい児は3人に1人、鼻が出やすい児は2人に1人、乾燥肌～アトピー性皮膚炎は5人に1人、どれかある児は5人に3人の割合でいます。

4・疲れやすく、すぐゴロゴロしますか はい いいえ
5・少しの運動でうずくまってしまう事がありますか
.....はい.....いいえ

どれかあるもの / 全体

20 / 524

日常の活動性に関する設問です。「はい」に○が付いている場合、それは単に性格的なものかもしれませんが、病的なものが潜んでいるのかもしれない。注意して診察に臨んでいます。

- 6・いままでに医師に心臓が悪いとか、
脈が乱れているといわれた事がありますか.....はい.....いいえ
（“はい”と答えられた方だけ）
・精密検査を受けましたか はい.....いいえ
・精密検査での病名（詳しく）
・薬を飲んでますか はいいいえ
・手術を受けましたか はいいいえ
7・川崎病と診断された事がありますか はいいいえ
8・いままでに顔や手足がむくんだり
尿で蛋白や血尿を指摘された事がありますか はい いいえ
（“はい”と答えられた方だけ）
・精密検査を受けましたか.....はい.....いいえ
・検査での病名.....異常なし、
9・いままでひきつけを起こした事がありますか はい いいえ
（“はい”と答えられた方だけ）
・いつもひきつけ止めのお薬を飲んでますか はい いいえ

6	心疾患	異常なし(指摘) / 全体	0(2) / 524
7	川崎病	既往 / 全体	5 / 524
8	腎疾患	既往+病名不明(指摘) / 全体	4+4?(8) / 524
9	痙攣	既往(常時服薬) / 全体	35(1) / 524

今までの心臓、腎臓疾患の有無とけいれんの有無に関する設問です。○が付いていた場合、園での体調の変化があった場合の参考になります。

- 10・顔色がわるい、または貧血を指摘された事がありますか
はい いいえ
- 11・車に酔いやすい方ですか はい いいえ
- 12・風邪等にかかるとう吐く事が時々ありますか はい いいえ
- 13・鼻血がなかなか止まらなかったり、
 軽い打撲であおざがでやすい方ですか はい いいえ

10 顔色	既往 / 全体	5 / 524
11 車酔い	あり / 全体	23 / 524
12 易嘔吐	あり / 全体	217 / 524
13 鼻血、あざ	あり / 男児	12 / 271
	あり / 女児	2 / 253

血液疾患、車酔い、吐きやすい児か等に関する設
 問です。

27・次の病気でかかった事のあるものに年齢を記入して下さい

(年齢を覚えていなければ◎を)

麻疹(歳)、水痘(歳)、おたふく風邪(歳)、風疹(歳)

百日咳(歳)

28・次の予防注射で済んでいるものに○をつけてください(判らなければ?を)

BCG()、麻疹()、おたふく風邪()、風疹()、水痘()

麻疹・風疹混合ワクチン: I期()、II期()

ポリオ: 2回とも接種()、1回接種()

3(2)種混合ワクチン(DPT:ジフテリア、百日咳、破傷風) I期:

3回接種()、2回接種()、1回接種()

3(2)種混合ワクチン I期追加: ()

日本脳炎合計3回()、合計2回()、合計1回()

インフルエンザ(今冬)2回()、1回()

感染症の既往、予防接種に関する設問です。新しくロ
タウイルスワクチンが加わりましたし、一部不活化ポリ
オワクチンの接種の児もいますので、来年度に向けバー
ジョンアップの予定をしております。

乳児のH i b、肺炎球菌ワクチン、1才児、年長児で麻
疹・風疹の混合ワクチンと、今まで不規則に実施されて
いた日本脳炎ワクチンについて気をつけて、接種してい
なければ接種勧奨するように言っています。

29・食餌アレルギーがあればアレルゲンとその症状を書いて下さい

30・現在治療中あるいは経過観察中の病気があれば書いて下さい
また、運動等に参加することで支障がある病気があれば書いて下さい

32・その他健康に関して気になる事があれば書いて下さい

-----以下記入しないで下さい-----

耳鼻科、皮膚科、歯科()、眼科、小児内科、整形外科
管理票(循環器、腎臓)

他、アレルギー、その他自由記載であります。

診察での所見や指示は簡単に横線の下の方に簡単に記載
しています。受診勧奨科に○をつけたり、う歯罹患型分
類を記載しています。心臓疾患、腎疾患を持っている児
で管理票を提出していない児には園への提出を促してお
ります。アレルギー疾患の管理票も新しい版では追加す
るつもりでいます。

☆☆☆ 低身長スクリーニング ☆☆☆

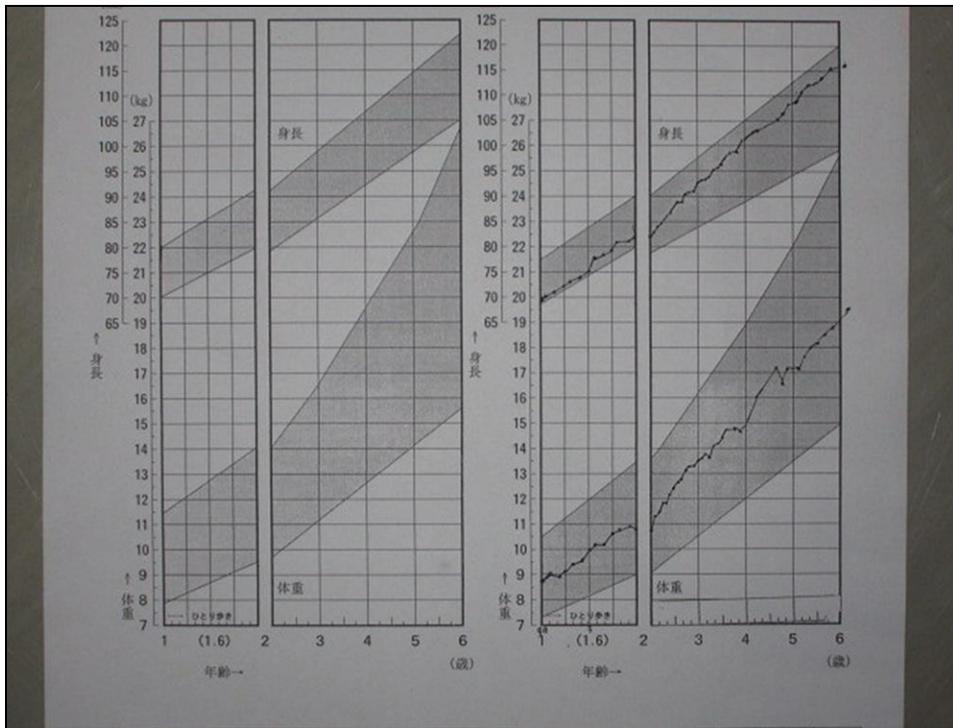
歳・月	男児 (成長率)	女児 (成長率)	歳・月	男児 (成長率)	女児 (成長率)
3・0	87.9(6.5)	88.7(6.3)	5・0	100.5(5.2)	100.2(5.5)
1	88.5	87.2	1	101.1	100.7
2	88.2	87.8	2	101.7	101.2
3	88.8(6.3)	88.4(6.1)	3	102.3(5.0)	101.7(5.4)
4	89.3	88.9	4	102.8	102.1
5	89.7	89.6	5	103.1	102.4
6	91.2(6.0)	90.1(6.0)	6	103.4(4.9)	102.8(5.3)
7	91.8	90.7	7	103.9	103.2
8	92.2	91.3	8	104.2	103.5
9	92.7(6.0)	91.3(5.9)	9	104.7(4.8)	103.9(5.3)
10	93.1	92.5	10	105.3	104.5
11	93.7	93.1	11	105.8	104.9
4・0	94.3(5.8)	93.8(5.8)	6・0	104.0(4.7)	103.2(5.1)
1	94.7	94.5	1	104.4	103.8
2	95.3	95.1	2	104.9	104.2
3	95.8(5.6)	95.7(5.8)	3	105.5(4.6)	104.8(5.1)
4	96.3	96.2	4	106.1	105.4
5	96.8	96.8	5	106.8	106.3
6	97.2(5.5)	97.2(5.7)	6	107.2(4.6)	106.4(4.9)
7	97.7	97.6	7	107.5	106.9
8	98.2	98.2	8	108.0	107.2
9	98.7(5.4)	98.6(5.6)	9	108.4(4.6)	107.7(4.8)
10	99.3	99.1	10	108.9	108.1
11	99.8	99.7	11	109.4	108.6

標準身長は、1.5SD 6歳以上は -2.0SDの身長を表してあります。
成長率(1年間の身長の増加)は -1.5SDで表わしてあります。
※ このどちらかの基準に満たない場合は、精密な内分泌学的検査を要しますので、小児内分泌専門医のいる病院を診察して下さい。
注：身長、成長率の両方ではなく片方だけでもスクリーニングして下さい。

低身長のスクリーニングです。身長測定は統計処理だけの為ではありません。内分泌

異常だと補充すれば身長が伸びるので時期を失せずに検査しなければなりません。月例

でスクリーニングする表で前もってチェックして貰っています。



しかし、成長曲線をつけてもらえば一目瞭然に判るのでこの方がよいかもしれません。

この発育曲線から外れている児や、その傾向にある児だけ先程の表で確認すればよいと思います。

診療情報提供書 平成〇〇年〇〇月〇〇日

紹介先 紹介元
 金沢大学医学部附属病院 〇〇小学校・幼稚園・保育所
 小児科内分泌外来 石川県金沢市〇〇町〇丁目〇〇番地

フリガナ TEL.076-〇〇〇-〇〇〇〇
 氏名 平成〇〇年〇〇月〇〇日生
 住所 金沢市〇〇町〇丁目〇〇番地
 TEL.〇〇〇-〇〇〇〇

紹介目的	精査
主訴	低身長
現症・経過等	定期健診にて現在〇才〇ヶ月も身長が〇〇.〇cmでした。 (昨年から身長の伸びが〇.〇cmでした。) 母子手帳と健康手帳を持参させていただきますので宜しく精査の程御願ひ致します。

保護者の方へ
 お子さんの身長が小さく、成長ホルモン分泌が少ない可能性があります。精密検査を受ける事をお勧めします。成長ホルモンによるものであると今の年齢ではまだその補用により伸びが期待できますし、薬料が高くて世に普及していません。その場合には検査をしなければなりません。低身長に関する検査は特殊な検査なので検査医療機関は限られます。
 下記の金沢大学医学部又は金沢医科大学の附属病院小児科あるいは小児内分泌専門医がいる病院小児科を受診して検査を受けて下さい。

【金沢大学附属病院】
 小児科内分泌専門外来は火曜日・金曜日の午後です。注意
 ・附属病院は完全予約制になっておりますので小児科外来(076-265-2000→小児科外来)へ電話をして、受診日・受診時刻を決めて下さい。
 ・この紹介状、母子手帳、健康手帳(園・学校の記録、コピーでも可)、保険証、医療証等を総合受付①へ提出して下さい。
 注意：幼稚園なので予約等で時間がかかるので午前11時頃までに受診して下さい。
【金沢医科大学附属病院】
 小児科内分泌専門外来は火曜日の午前です。
 ・附属病院は完全予約制になっておりますので小児科外来(076-286-3511→小児科外来)へ電話をして、受診日・時刻を決めて下さい。
 ・この紹介状、母子手帳、健康手帳(園・学校の記録、コピーでも可)、保険証、医療証等を総合受付カウンター【2番】へ提出して下さい。
 【その他の医療機関】
 直接病院小児科外来へ電話をして実施できるか確認し、受診日と受診時刻を予約。

低身長に引っかかった児はこのひな型に名前などを記載して、自動的に大学病院等への受診を促しております。大学等は医師の紹介状があれば初診料に上乗せがなくなり、安くなります。この書式は診療情報提供書として認められる事を大学の地域連携室で確認してあります。100人に2-3人は必ずいるはずであります。

発達スクリーニング 3歳未満児(修正月齢にて)

日本版デンバー式発達スクリーニング検査
—発達プレスクリーニング—

2つ以上いいえ



遠城寺式乳幼児分析的発達検査

6ヶ月児健診問診票 (JDDST-PDQ)

10の設問があります。次の要領で答えて下さい。
記入の仕方
・はい：お子さんが現在できるか、あるいは以前にできた時に○
・いいえ：お子さんが現在できなくて、以前にもできなかった時、できるかどうかわからない時、やろうとしない時、あるいはやる機会がなかった時に○

氏名 性別 男 女

生年月日 年 月 日

1:音がしっかりとすわっていますか、顔が音や音源どちらかに傾いたりすれば「いいえ」にして下さい。…………… はい いいえ

2:喚き声ではなく、うれしそうない声、あるいはキョーキョーという声を出しますか。…………… はい いいえ

3:おもむけに合わせた時、あなたの動きを過って横向きから正面広げ対面まで顔を動かしますか。…………… はい いいえ

4:頭ばいさせると、図のように顔を仰向きあげますか。…………… はい いいえ

5:両手をあわせて覆げますか。…………… はい いいえ

6:頭ばいさせると図のように胸を歪にして胸を傾かせますか。…………… はい いいえ

7:遊んでいる時後ろから静かに近づくと、それに気付いてその方を向きますか。(大きな音ではいけません、大きな音ではなく静かな音とかささかす声に気付くか)「はい」にして下さい。…………… はい いいえ

8:えんどう豆、平しばどろ、お金のよう小さな物をじっと見ますか。じっと見なければ「いいえ」して下さい。…………… はい いいえ

9:おもむけに合わせた時、両腕を持って静かに引き起こすと下の図の図のように首をしっかりと起こしますが、右の図のように顔がたれるなら「いいえ」して下さい。…………… はい いいえ

10:手のとどく範囲に置いたおもちゃを後ろいあげますか。…………… はい いいえ

☆気になっている事や質問等があれば御記入下さい。

学校保健安全法に準拠している定期健診の場合、発達障害はその他の項目に入り、マイナーですが、母子保健法により実施されている個別健診では 発達障害のチェックがなされています。

私は定期健診でも3歳未満の児に現在のデンバー式の前の版のプレスクリーニング表を使ってチェックしております。現在のデンバーIIにも予備判定票としてあるのですが、一見して判定できるものではないので、旧版を用いています。月齢毎に違って、スライドは6ヶ月用です。これで2つ以上「いいえ」がある場合、円城寺式も実施しています。



これらを健診の日までに実施して貰っておいて、
1人1人健診の時にそれらに目を通

しながら、診察をします。1時間に40-50人
診なくてはいけないのでポイントだけチェックし
ていきます。もっと丁寧に時間を掛けて診察しな
ければならないかもしれません。まずは聴診で心
音、呼吸音と胸郭と皮膚等の視診。



頰部のリンパ節を診て



眼瞼結膜で貧血、この時眼位をもチェックし、ペンライトで角膜反射試験をする場合もあります。



そして、回れ右をしてもらい手を頭の方にぶらんと下げて、頭を下げ「コンニチワ」

をして、脊柱が湾曲していないかをチェックします。



小さい児は4か月まではスライドはありませんが、
T r a c t i o n、M o r o 反 射 と こ の L a n d o
u 反 射、



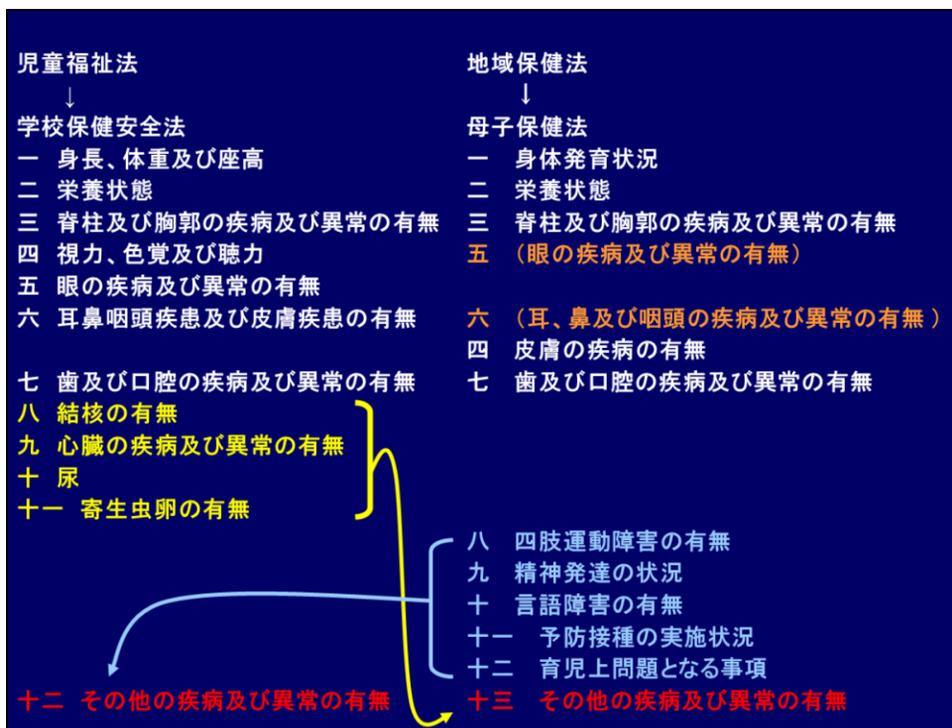
それ以上の児のL a n d o u 反射



10か月児からはParachute反射で筋の緊張や反射を診ております。以上が私のしている定期健診です。実際は問診票のチェックで半分以上の時間を費やしています。

- ① 法により規定されている健診項目
- ② 私なりの健診の実際。
- ③ 定期健診の問題点・留意点

現在の保育所・幼稚園での定期健診の問題点です



左は児童福祉法や学校保健安全法に基づく今日の定期健診の健診項目、右側は地域保健法に基づく3歳児の個別健診の項目です。同じ項目を横に並ぶように示してあります。右の個別健診では1才半児では5、6の視覚、聴覚の項はなく、乳幼児に対しての配慮がなされています。両健診で共通の項目になりものは共に「一二」のその他に含まれています。そして

地域保健法(母子保健法)による(個別)健診
(金沢市 2008)

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1歳	1歳半	2歳	3歳
受診率 %	88.0	98.5	88.8	88.8	97.1	57.2	95.7

白字:医療機関委託分 黄字:健康福祉センター

これは3年前の金沢市の個別健診の受診率ですが、
この2～5%の個別健診を受診し
ていない児の拾い上げの意味が定期健診でもあり
ます。

母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について
別添 母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領

Ⅱ 乳幼児の健康診査及び保健指導要領

第四 幼児保健

2 健康診査

.....

一般身体所見のほか、とくに下記の疾病又は異常に注意すること。

ア 肥満とやせ及び貧血

イ 発育障害(成長ホルモン分泌不全性低身長症等)

ウ 各種心身障害(肢体不自由、精神発達遅滞、てんかん、聴力及び視力障害、言語障害等)の発見と教育訓練の可能性の評価

エ 慢性疾患(気管支喘息、心疾患、腎炎、ネフローゼ、皮膚疾患、アレルギー性疾患、悪性腫瘍、糖尿病、結核等)

オ 視聴覚器の疾病又は異常

カ 歯、歯周疾患、不正咬合等の疾病又は異常

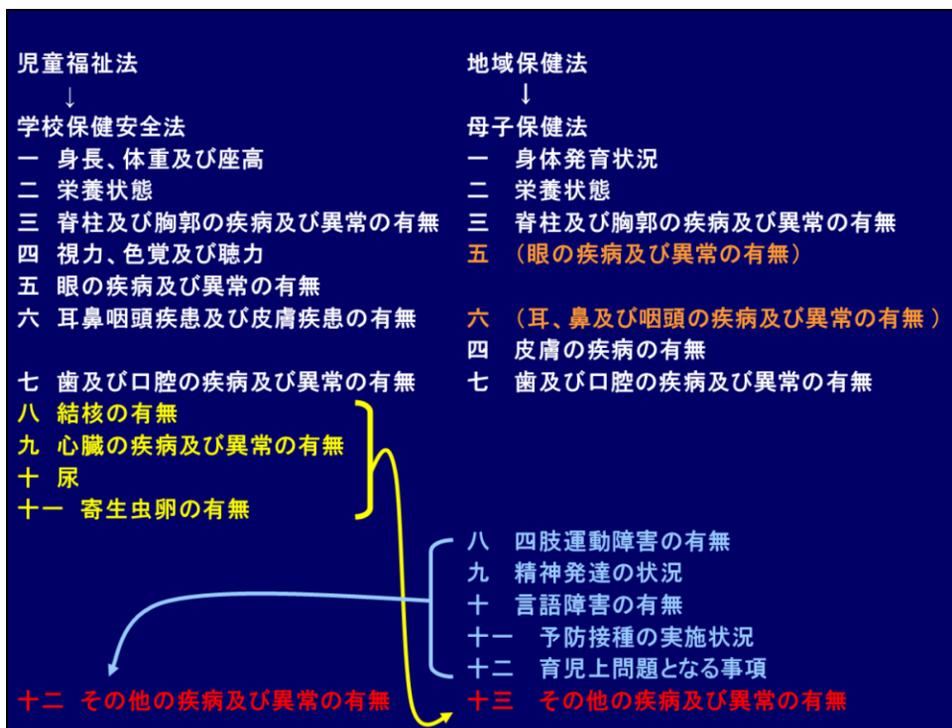
キ 特に疾病又は異常を認めないが、虚弱で疾病罹患傾向の大なるもの

ク 情緒・行動的問題、自閉傾向、社会(環境)適応不全、学習障害、心身症等に対して早期発見に努め、適切な援助を行うこと。

ケ 児童虐待の早期発見につとめ、適切な援助を行うこと。

これは個別健診の母子保健法の幼児の健診の項であります。

ここには精神運動発達、行為異常、低身長の記載があります。また、学校保健安全法で幼稚園では尿糖の検査を除く事が出来ると記載してあるのですが、ここでは糖尿病の記載があり、スクリーニング検査の1つであり児童福祉法と母子保健法とで矛盾しています。



個別健診は金沢では今の所問題のない児は3歳児が最終なので、2～3歳から発症してくる疾患、疾患の後遺症等を拾い上げるのが3歳以降の保育所の定期健診しかないことを忘れてはいけません。母子保健法では小学校入学まで年に1回健診出来ることになっており、全国的には地域によっては4歳で健診している所もあり、保育所・幼稚園へ行っていない児を対象に健診をしている自治体もあります。

ク 情緒・行動的問題、自閉傾向、社会(環境)適応不全、学習障害、心身症等に
対して早期発見に努め、適切な援助を行うこと。

ケ 児童虐待の早期発見につとめ、適切な援助を行うこと。



施設から園医・嘱託医への相談

日常的な施設と園医・嘱託医のコミュニケーション

保護者への問診票???

(自閉症: M-CHAT, 円城寺、ADHD : QCD、..)

しかし、この精神運動発達・行為異常等は、専門に
されておられる横井先生やこの後講演される林先生
等と違って、我々非専門医にとって正常範囲とのグ
レーゾーンが広く、非専門医ができるスクリーニン
グ法やその時期も手探りの領域であります。その為
にも施設からの情報が大切で、施設と嘱託医・園医
の連携が必要であり、それを認識していない保護者
に対して、定期健診の結果として専門医への受診を
促すよい機会だと思っております。

事後処理

医療費助成が拡大(償還払い:1000円/月の負担のみ)



受診結果報告の義務化？

事後処理であります、義務教育でないので健診での指摘項目への、保護者からのその受診結果報告の強制ができませんでした。しかし、昨年秋から小学校3年まで医療費助成が拡大したのもう少し強く言ってもよいように思っています。

問題点

- ・学校保健安全法は乳幼児への配慮が少ない。
- ・「線」の集団健診(児童福祉法・学校保健安全法)と「点」の個別健診(地域保健法・母子保健法)とで、ダブルチェックがなされているが、個別接種を受けていない児(2~5%)に定期健診では要注意!
- ・3歳で個別健診が一般的に終了。
2~3歳以上で発症・顕性化してくる疾患を施設⇄嘱託医・園医連携でスクリーニングし、保護者への指摘し、事後指導が大切だが、その方法が曖昧なまま放置されている。
3歳児個別健診以降のスクリーニングは定期健診に任せられている!!
- ・義務教育でないので、健診の事後処理としてどこまで受診勧奨(予防接種勧奨を含め)を強要できるか?

問題点として、保育所・幼稚園での定期健診は、学校保健安全法に準拠しているとはいえ検査内容に関して幼児、乳児への配慮が足りません。

3歳から保育現場で問題になる精神運動発達や行為異常に関して 保育所での生活からスクリーニングし、保護者に指摘できる良い機会であると思っております。

嘱託医・園医

義務: 日常の健康管理・保健相談＋定期健診

医師側: 受動的→健診のみの関わり合い

施設側: 受動的→健診のみの関わり合い

嘱託医・園医の能動的活動



嘱託医・園医は定期健診だけが役目ではなく、日常の健康管理にも助言をしなければなりません。

しかし、現実には、嘱託医や園医はできたらやりたくないけどやってあげているという意識があり、一方、施設側からはやって貰っているという意識があり、健診だけの関わり合いの所が多いようです。横井先生のように定期的に園へ顔を出している先生もいますが、用もないのに医師の方から「今日はどうですか」と連絡は取りにくいので、些細なことでも嘱託医・園医に相談・連絡をとって施設と嘱託医・園医とのコミュニケーションをとれる様な状況をつくり、嘱託医・園医のアクティブな活動を引き出すよう働きかけて欲しいと思います。

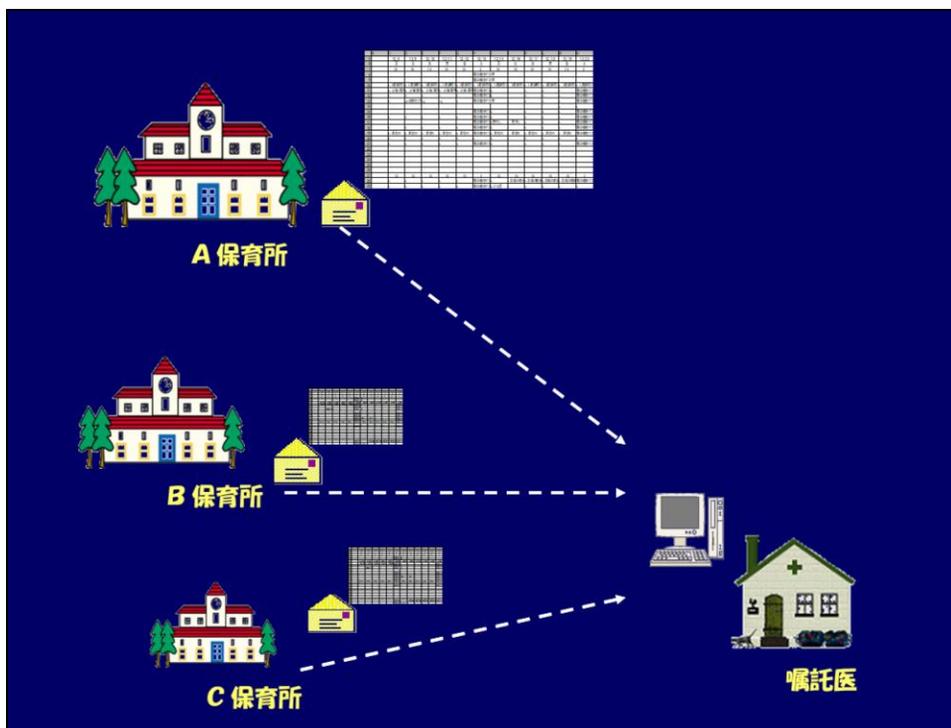
健診・健康管理はまず相互のコミュニケーション！

これが保育所・幼稚園と嘱託医・園医にとって一番大切だと思っています。

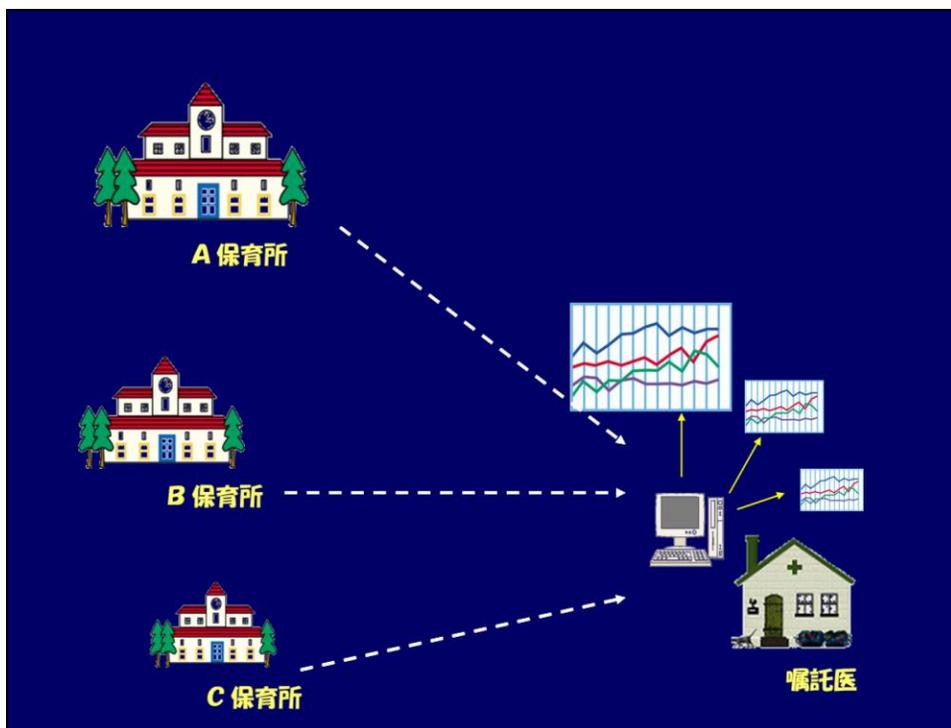
おまけ

私の日常の保育所健康管理

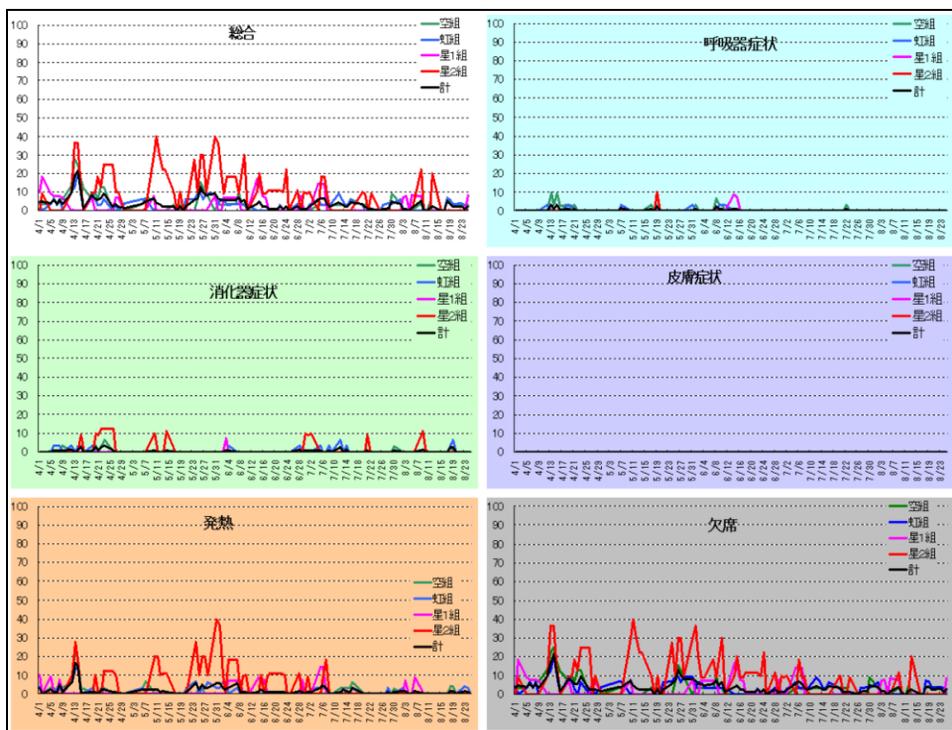
時間が少し余りましたので、日常の健康管理の一つとして、私がしている方法を簡単に紹介します。メールを使って毎日園児の状態の報告を受け、連絡をとるようにしております。これについては2009年のこの会にも紹介しました。



園児一人一人の状態を簡単にExcelの表に記入してメールに添付して毎日、保育所から私の所へ送って貰っています。本体のメールで質問等もありそれに対し返事もしております。もっと相談事があっても良いのにと感じております。



私の所ではExcelの表はグラフ化されます。



このような表に自動的に作図され、トレンドで見えております。

結語

嘱託医・園医はまず相互のコミュニケーション！

嘱託医・園医の仕事は健診だけではない！

定期健診の詳細に項目が決められている。

結語であります

コミュニケーションが大切。

嘱託医・園医の仕事は健診だけではない。

定期健診の項目は法的に決められている。

今日は、私の健診方法を紹介いたしました。どこまでするかは嘱託医・園医の裁量かもしれませんが、参考にして頂ければ幸いです。健診の仕方は、他にもいろいろな方法があると思いますが、また「こうしたら良い。」とか「こんな方法もあるのではないか」等助言頂ければ幸いです。

御清聴有り難うございました。